

京都市告示第399号

土壤汚染対策法第6条第4項の規定に基づき、平成22年7月30日付け京都市告示第185号により土壤汚染対策法第6条第1項の規定に基づき指定した特定有害物質によって汚染されている区域の全部の指定を解除します。

平成23年1月25日

京都市長 門川大作

1 指定を解除する区域

京都市南区東九条下殿田町56の一部

2 土壤汚染対策法施行規則第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物、砒素及びその化合物

(環境政策局環境企画部環境指導課)